

保育の現状

西平 弥由 井上 美沙 河本 奈々

中村学園大学短期大学部幼児保育学科

概要

近年、子どもやその親に関する、つまり、保育に関するニュースをよく耳にする。保育とは、家庭等で乳幼児や児童を保護して育てることで、養護と教育が一体となった概念であり、子どもが成長していく上で非常に重要なものである。しかし、待機児童や早期教育、児童虐待等、現在では子ども達を取り巻く保育の環境には多くの問題が溢れていることも事実である。このような状況下において、これらの問題を解決する為に国や地方は様々な施策を行っているが、問題は減少するどころか増加している現状である。この理由として、国や自治体が行う施策と家庭を含めた保育現場が求める施策との間に大きな差異が存在することが考えられるのであるが、それがどのようなものなのか、また、それ以上に少子化時代における保育の現状を私達はどの程度に理解しているのであろうか。そこで、本研究では国や地方、そして、現場で働く保育者等、現在の保育の現状を明らかにすると同時に、少子化時代における社会の課題について詳しく考察していくことにする。

1 章 待機児童

今日、女性の社会進出が進み、それに伴い待機児童が問題視されてきている。この問題に対して、国や地方は様々な施策を行っているが、待機児童は年々増えているという現状となっている。そこで、この章では待機児童の現状、および、待機児童を解消する為に行われている具体的な施策について取り上げていくことにする。

1.1 節 待機児童の現状

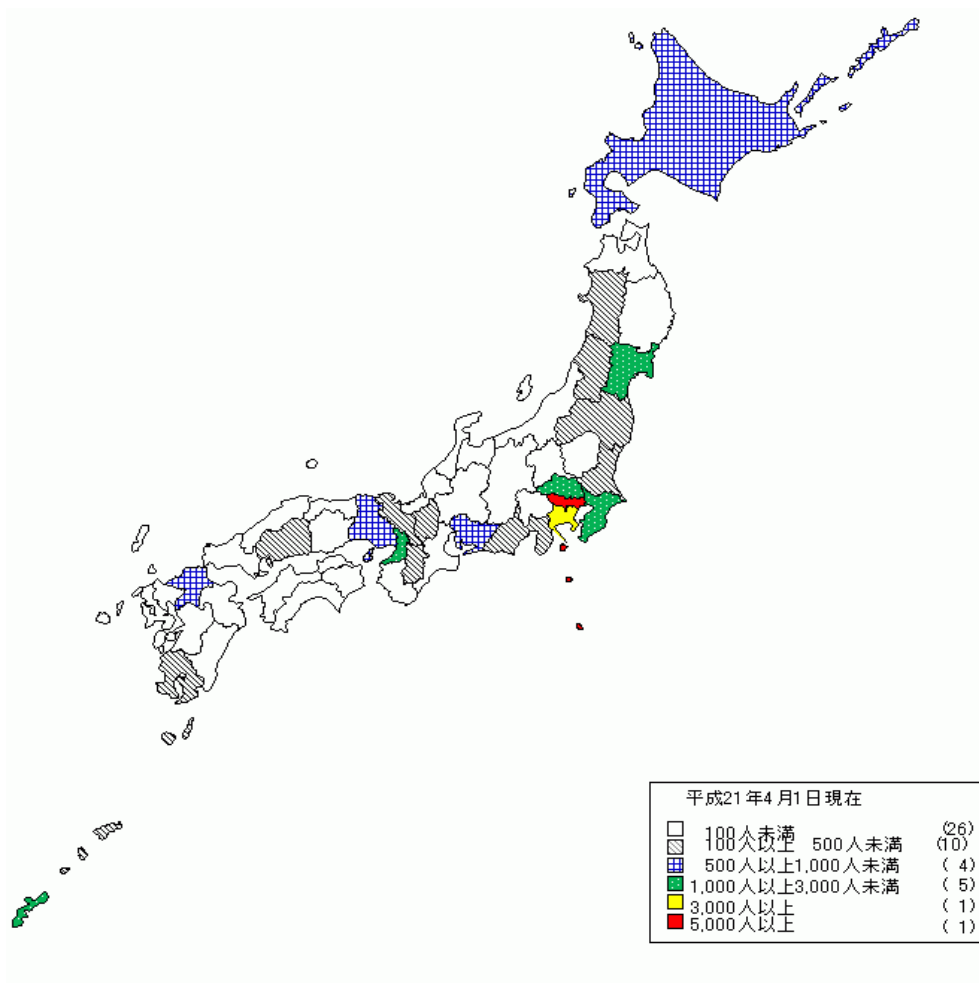
待機児童とは、国が定める要件を満たして保育所（認可保育園）入所申請しているにもかかわらず、希望する保育所の設定定員を超過する等の理由で入所できない状態、またはその状態にある児童のことをいう。

厚生労働省の調べでは 2009 年 4 月の全国の待機児童数は 25,384 人となっている。その中でも低年齢児（0～2 歳）の待機児童数は 20,796 人で全体の 81.9%を占めている。数字からもわかるように、特に低年齢児の受け入れ態勢が整っておらず、民間の無認可保育所が受け皿になっていることが多く、このことが現在問題となっている。また、都市部の待機児童数として、首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）近畿圏（京都・大阪・兵庫）の 7 都府県（指定都市・中核市含む）及びその他の政令指定都市・中核市の合計は 20,454 人であり、全待機児童数の 80.6%を占めており、都市部に待機児童が集中している現状となっている。東京都内には約 1400 ヲ所の無認可保育園が存在しているが、スキルが不十分な保育所もあり、生後 4 ヲ月の乳児がベッドで窒息死するという事故が起きたことが契機となり「認可」の必要性が問題となっている。そこで、2002 年から国は「待機児童ゼロ作戦」をスタートさせ、保育所の受け入れ人数を増やす他、駅前など利便性の高い場所に保育所を設置する等の施策を行っている。

待機児童に加えて、潜在的待機児童の存在も忘れてはならない。潜在的待機児童とは、本当は認可保育園に預けて働きたいと考えていても、定員オーバーで入園できずに無認可保育園に預けている場合や働く意思があっても入園は難しいと最初からあきらめて保育園に申し込みすらしない親の児童のことをいう。潜在的待機児童は実際に保育園の申し込みを行っていないので具体的

な数字としては表面化していないが、こうした待機児童数は 85 万人に上ると推計されている。

全国待機児童マップ（都道府県別） 平成 21 年 4 月 1 日現在



北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県
682	28	95	1131	261	220	192	396
栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県
76	28	1509	1293	7939	3245	4	0
石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
0	0	0	0	3	364	778	73
滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県
411	278	1724	905	115	22	0	97
岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県
96	113	23	30	0	45	43	644
佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	合計
0	94	93	3	0	443	1888	25384

1.2 節 待機児童の発生原因と施策

待機児童の発生原因として、1985 年頃からの女性総合職の登用開始を初めとする男女雇用機会均等法の浸透が挙げられているが、同時に育児介護休業法と次世代育成法での一般事業主行動計画により育児休業制度が中小企業まで急速に普及した為、結婚・妊娠といった機会での離職の減少により働く女性が長期的に増加したことによって共働き世帯が 1997 年以降専業主婦世帯を上回る状況が背景にある。加えて、従来の保育所は 3 歳児以後の入所が中心となっており、産後休業後の 0 歳児保育や育児休業後の 1 歳児保育に対応できる環境が整っていなかったこと、更に、第 2 次ベビーブーム児の卒園とその後の少子化による在園児の減少により保育所定員は 1981 年、保育所数は 1985 年をそれぞれピークに減少しており、男女共同参画社会の実現や少子化に伴う非労働人口である育児世代の女性の政策とのミスマッチが生じていたこと等が待機児童発生の原因となったのである。

待機児童の解消の施策としては様々な工夫がなされている。少子化の進行に伴い、利用数は 1980 年、定員数は 1981 年、保育所数は 1985 年にそれぞれピークを迎え、その後は減少方向となっていたが、少子化対策として 1994 年に策定されたエンゼルプランを手始めに、以後 1999 年の新エンゼルプラン、2001 年の待機児童ゼロ作戦の連続した施策が展開され、保育者数は 2001 年以降増加方向となった。そして、2008 年には 1985 年の保育所数を上回ったのである。また、定員数は 1999 年以降は増加方向となり、2006 年には 1985 年の定員数まで回復、加えて、利用者数は 1995 年以降増加傾向となり、2004 年に 1980 年の利用者数を上回り、過去の記録の更新を続けている。このことにより、今現在の待機児童数は年々減少方向となっていることが期待されている。

1.3 節 具体的な施策

では、国の施策として具体的にどのようなことが行われているのか。厚生労働省では保育サービス量の拡大を進めると共に保育所を設置できる主体の制限を撤退する等、規制緩和を実施し、保育の設置の推進に努めている。それらの一つとして、『エンゼルプラン』が挙げられる。

『エンゼルプラン』とは、低年齢児（0～2 歳児）保育、延長保育、一時保育の拡充等ニーズの高い保育サービスの整備を図ると共に保育制度の改善・見直しを含めた保育システムの多様化・弾力化を進めることである。また、新しく制定された『新エンゼルプラン』では、『エンゼルプラン』に具体的実施計画として、待機児童の多い一定の自治体に供給確保の等に計画制定を義務付け、『子ども・子育て応援プラン』を加えることにおいて、集中的に受け入れ児童の拡大の取り組みを展開しているところである。

地域別の待機児童解消に向けた対策として、都市部（東京、大阪、福岡）と地方（北海道、沖縄）を例に挙げて考えていく。

都市部の東京都では、平成 14 年に待機児童ゼロ作戦、平成 20 年に新待機児童ゼロ作戦が展開されており、加えて、・新設マンションの設置時には保育施設も併設すること・0 歳児保育の受け入れを行う保育所を拡充すること・各区の保育施設の質を均一化すること等といった施策の必要性が考えられている。また、大阪では民間保育所の新設等により約 5600 人の入所枠の拡大を図っており、市有地や公共施設等の公有財産を保育所に優先的に活用すると共に、公立幼稚園の余裕教室を活用する等して民間保育所の整備を進めていくことが検討されている。さらに、13 年度から国に先駆けて実施している分園制度に対する補助の拡充や民間保育所の小規模定員増に対して新たに運営補助を行う等、保育事業者へのインセンティブとなる仕組みを導入すると共に、大阪府が認定を行う認定こども園制度の活用を図っていくことも検討されている現状である。そして、福岡では福岡県子育て応援基金を活用することにより市町村に対して保育所の整備に要する費用を助成することに取り組んでおり、また、福岡市では 2009 年 4 月 1 日から認可保育所の定員を 140 人増やして総定員数を 2 万 3755 人とする等、積極的な取り組みを行っている。

一方、地方に目を向けると、北海道では国からの交付金を受け平成 21 年 3 月 31 日に「北海道安心こども基金（約 44 億円）」を設置する等、また、沖縄では「沖縄振興開発計画」において保育所の整備を促進して保育所待機児童の解消に努めると共に、認可外保育施設の認可化促進と認可外保育施設の向上を図り、そこで認可外保育施設の認可化に必要な施設改善費や移行期間の運営費補助の上限を 700 万から 3000 万円に引き上げる等、国と県が創設した 2011 年度までの基金（10 億円）を活用した支援策等、地方ならではの施策が行われている。

2 章 現場での保育

前章で述べたように、近年、待機児童が社会問題として取り上げられている。そして、待機児童の殆どが無認可保育所に流れており、その状況は年々増加する現状である。この現状の背景としては、少子化や女性の社会進出等が挙げられるが、一方、長引く不景気の影響から子ども将来を危惧する親の増加を起因として近年急速に早期教育が注目されている。そこで、この章では認可・無認可保育所の実態を明らかにすると同時に、急速に注目を集めている早期教育の代表例であるモンテッソーリ教育とヨコミネ式教育を紹介していくことにする。

2.1 節 モンテッソーリ教育とヨコミネ式教育

モンテッソーリ教育とは 20 世紀始めにマリア・モンテッソーリによって考察された教育法であり、子どもの内面に自分自身を創り上げる要素があると言われている。教育は、教え込むのではなくその子の持っている内面の欲求や環境を準備することで引き出して、子ども自身が教具と関わることで自分を創造するのである。実際の現場で行われているモンテッソーリ教育とは、0 歳、1 歳～3 歳、3 歳～6 歳と縦割り保育が行われており、乳児と幼児に別れている。各クラスには教具棚に 290 種以上の教具や教材が準備され、また、それらが魅力的に並べられており、子ども達はその中で自由に教具や教材を選んで触れている。子どもは触れることによって集中力が高まり、「出来た」「やれた」という達成感がいつも心に宿るのである。そして、自分には色々なことが出来る力があると確信して、それが人格の形成へと繋がっていくと考えられている。

モンテッソーリ教具の工夫については 4 つ挙げることができる。1 つ目は、ひとつの教具にひとつのねらいということが言えることである。それは、者と創意の識別を促す為であり、例えば、大きさと長さは違う次元の基準だというものである。2 つ目は、子どもが自分で使い方の誤りが訂正できることである。教師は何度もその子が確実に出来るまで正しい見本を見せるが、間違っていると色が合わない・形が揃わない等、子どもに誤りへの注意を促すよう工夫されており、これは秩序観を養うことにも繋がっている。3 つ目は、見た目が色鮮やかでとてもきれいということであり、それは子どもの注意ややる気をそそるためである。最後は、子どもが使ったり運んだりする上で丁度良い大ききさであるということである。これは基本的なことであるが、一番重要なことなのである。以下にモンテッソーリ教具の分類を示しておく。

教具分類	内容	例
1. 日常生活の訓練	日常の動作をきちんと行う練習。2 歳半から始めらるが、すべての基本となるので、年齢に関係なく、臨機応変に続けられる。教具はあまり使わない。	物の運び方、掃除の仕方 服のたたみ方、野菜切り
2. 感覚教具	5 感に刺激を与える。また、大きさ、長さといった体感に、概念と名称を与えていく。これらは、その後の段階に進むための、基礎となる、大変重要なものである。3 歳から始められる。	長さの棒、色板 触覚板、音感ベル
3. 言語教育	まずは、鉛筆を使いこなす訓練をする。それと平行して、物の名称を獲得してゆく。5 歳になると、文字に対する敏感期が始まる。最終的には、上記の二つの能力を融合して、文字を書くことに導かれる。	砂文字板、文字カード メタルインセット 絵カード合わせ

4. 算数教育	数の概念を、ビーズ玉の量という体感を通して獲得していく。具体的認識から抽象的認識へと導く、大切な分野である。やがては、10進法、数字の名称、足し算引き算の獲得まで進む。	ビーズ、数字カード 計算棒、砂数字板
5. 文化教育	理科、社会的な知識、音楽、美術的な理解を身に付けてゆくが体系的、抽象的ではなく、あくまで身近な具体物を対象とし、ふれあいの中から自然に身に付くよう導く。すべての分野が、ここにたどり着くまでの導入ともいえる。	世界地図パズル 植物カード 動植物の実物

次に、ヨコミネ式学育とは有名な女子プロゴルファーの横峯さくら選手の叔父にあたる横峯吉文氏が教える幼児教育であり、「すべての子どもが天才である。」という考え方を大前提とし、人間の才能である「心の力・学ぶ力・体の力」を身につけさせ、最大限に引き出す為の教育を目的としている。その中でも、早期に行う「読み」・「書き」・「計算」・「音楽」・「体操」等はよくテレビや本等で取り上げられており、全ての子どもができる様になると言われている。横峯氏は、子どもの無限大の可能性を引き出すために大切なのは、“子どもをやる気にさせるスイッチを入れてあげること＝子どもは競争したがる⇒子どもは真似したがる⇒子どもはちょっとだけ難しいことをしたがる⇒子どもは認められたがる”を理解することだと言っている。しかしながら、実際ヨコミネ式の園に通っていた保護者からは、確かに様々な経験ができることはよいことであるが、規律とスケジュールの毎日で子どもらしさを失い無理をしていたと声も多く挙がっていることも事実である。この教育方法を取り入れている幼稚園は全国で130ヶ所以上あり、公表されているだけでも九州では37園、その中でも福岡では10園となっている。

2.2 節 認可・無認可保育所の現状

認可保育所とは、児童福祉法に基づき都道府県又は政令指定市又は中核市が設置を認可した施設であり、認可保育所にはいわゆる認可保育所の他に小規模認可保育所と夜間認可保育所がある。そして、認可に際しては児童福祉施設最低基準に適合している事の他に保育所の設置認可の指針、小規模保育所の設置認可の指針、夜間保育所の設置認可の基準の要件を満たす必要がある。厚生労働省の集計による2009年4月時点での保育所の状況は保育所数は22,925か所(公立:11,008、私立:11,917)であり、定員が2,132,081人となっている。一方で、利用児童数は2,040,974人、待機児童数は、25,384人である。保育所利用児童数は1975年の1,996,082人をピークとして少子化の進行により1994年まで減少傾向が続いていたが、1995年以降は上昇傾向に転じて2004年に1,966,929人となり、1975年のピークを超えた。その後も更に増加を続けているが、これは1973年生まれ(第2次ベビーブームのピーク)が5歳であった1978年度をピークとして園児数が減り続けている幼稚園の状況と、1994年以前は類似していたが、1995年以降は明らかに異なっている。

児童福祉法上の保育所に該当しない保育施設は、認可外保育施設・認可外保育所と呼ばれ、設置は届出制であり、無認可保育所と呼称されることもある。平成13年に児童福祉法の一部が改正され、平成14年から施行されているが、この法改正の施行により、無認可保育所・保育施設の事業者に対して、届出等が義務付けられることとなり、都道府県等の自治体により、地域住民に対して情報の提供が実施されることとなっている。同時に、都道府県や政令指定都市等が無認可保育所・保育施設の設置や管理運営実態に関して調査を実施して、預けられる乳幼児によって福祉的観点上、何らかの問題があると判断された場合には改善を要求する等の監督・指導の役割を担うようになった。現実的に、この措置にて保育サービスの質が格段に向上するという水準までは届かないとしても、無認可保育所ならば届け出が必要ない、という状況とは明らかに違った形となっているのが現在の状況である。

3 章 家庭での保育

私たちが家庭での保育と聞くと、子どもを褒めたり叱ったりして教育していくことが頭に浮かぶのではないだろうか。勿論、褒めたり叱ったりすることは子どもを保育していく上でとても大切なことであるが、それだけではなく、それが子どもにどのような影響を与えるのかを配慮しながら行っていく必要があることは言うまでもない。また、今日児童虐待のニュース等、家庭での保育に関する悲しいニュースをよく耳にするが、児童虐待と躰との関係を私達はどれ程理解しているのだろうか。そこで、この章では家庭での保育に目を向け、保育者に求められている子どもへの接し方や言葉掛け、支援方法について考えていくことにする。

3.1 節 褒め方、叱り方

「褒める」時や「叱る」時にかけられる言葉は、子どもの脳の潜在意識や言語中枢に働きかけている。子どもの脳というのは、常に母親からどう思われているかを気にしている為、否定的な言葉よりも肯定的な言葉を伝えることが大切である。褒め言葉は、言葉としての力を潜在意識に発揮させ、子どもに笑顔をもたらして、自信や未来を切り開く「生きる力」を育て、また、褒められることは子どもにとっての「ごほうび」であり、褒められた行動は繰り返される傾向があることから、心理学ではこれを「強化」と呼んでいる。

しかしながら、「褒める」ことは、簡単なようではなかなか難しく、慣れていないとどのような言葉をかけてよいのかさえ分からなくなることが多く、言葉だけが宙に浮き、心がこもっていないように聞こえてしまうのである。ここで大切なことは、褒める時・叱る時に何に対して褒めているのか・叱っているのかを受け手が分かるように話すことであり、それにより「行動」に対しての「結果」が相手により明確になるのである。これは、子どもと大人に共通することであり、親達の言葉の掛け方1つで、褒められるからやるのか、自分の為や人の為にするのかが心の中に育っていくのであり、自分のしたことが人の為に役立っていることを実感することにより、それは大きな自信に繋がり、自信は子ども達を積極的にしていくのである。

現代では、不安・できない・無理等という理由で行動する前から諦めてしまう「自信のない子」が増えている。よって、社会性を身につけさせる為にも、親は心から子どもを褒めたり、叱ることが重要なのである。

叱り方にも様々な方法があるが、一つ間違えば子どもを傷つけてしまうことがある。昔は子ども同士で遊び、大人の目が届かない場所で過ごすことができていたが、最近ではどうであろうか。時代と共に社会が変わり、親は子どもを必要以上に心配して、子どもは一日中大人の目の届く範囲で過ごしている為、親自身もストレスが溜まり子どもに当たってしまう。また、子どもは叱られないように何かをする度に親の期待に応えようと行動して自分の気持ちを隠してしまい、それが悪循環となっている。特に、物事の善悪を自分で判断することが難しい幼少期は、両親や家族・周囲の大人達から聞いた価値観をそのまま受け止め、それを「絶対的なもの」と考えてしまう。ゆえに、それがネガティブな内容であれば“トラウマ”となって心に刻み込まれ、その後の精神的成長を妨げる可能性があるだろう。よって、幼児に対しては“子ども自体”を叱らないことに特に注意すべきであり、本人の存在そのものを否定する行動を繰り返すことは“心理的虐待”ともなりえることを忘れてはならないのである。過ちを正す時は、その場ではっきりとした理由を説明することが大切であり、ポイントを的確に指摘することで子どもは混乱も少なく素直に受け止めることができ、同時に、叱った後のケアも重要なことである。

3.2 節 児童虐待

家庭での保育で問題視されているのは児童虐待である。児童虐待とは、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト（育児放棄、監護放棄）・心理的虐待の4つに分類される。まず、身体的虐待とは児童の身体に外傷が生じ、または、生じる恐れのある暴行を加えることで、例えば、一方的に暴力を

振るう・食事を与えない・冬は戸外に締め出す・部屋に閉じ込める等がある。次に、性的虐待とは児童に猥褻行為をすること、または、児童を性的対象にさせたり、見せることで、例えば、子どもへ自らの性器を見せたり、性交を見せ付けたり、強要するなどである。また、ネグレクトとは児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、もしくは、長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ることで、例えば、病気になっても病院に受診させない・乳幼児を暑い日差しの当たる車内への放置・食事を与えない・下着等を不潔なまま放置する等である。そして、心理的虐待とは児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことで、例えば、言葉による暴力・一方的な恫喝・無視や拒否・自尊心を踏みにじる等である。

実際にネグレクトを受け、朝ご飯を与えられていない児童が保育所で工作用の糊を食べるという例もあり、保育者はいち早く異変に気付き、対応していくことが必要であるだろう。

児童虐待の印象に残るニュースとして、大阪府で幼い姉弟 2 人が母親に閉じ込められ、遺体で見つかった虐待事件がある。母親は居室から玄関へ通じる室内ドアにも外側から粘着テープを張り、3 歳の長女 S ちゃんと 1 歳の長男 K ちゃんを居室部分に閉じ込め、置き去りにして外出していた。そして、1 カ月後に部屋へ戻り、2 人の死亡を確認したにもかかわらず、放置して部屋を離れていた。逮捕後、母親は「子育てに悩み、すべてから逃げたかった」と話しており、育児ノイローゼからこのような犯行を犯したのだと見られる。また、滋賀県で母親が生後 6 か月の二女・Y ちゃんが泣きやまないことに腹を立て、両手で抱き上げて左右に数回激しく揺さぶり、硬膜下出血の傷害を負わせて死亡させたという事件もある。この事件の場合、日常的に虐待を受けていた跡は見当たらず、警察は育児によるストレスが原因とみて調べを進めている。このように、虐待には日常的に虐待しているケースや突発的に虐待をするケース等の様々であるが、どちらも許しがたい事件であることに変わりはない。保育者は子どもを支援していくと同時に、保護者も支援していく必要があることを児童虐待という悲しいニュースは伝えているのではないだろうか。

今日、少子化や核家族化の進行等により、家庭や地域の子育て力が低下して、子育ての孤立感・不安感の増大、いじめや不登校、児童虐待の増加等、子どもをめぐる様々な問題が深刻化・複雑化して状況である。そして、社会的な支援を必要とする子どもや家庭の増加により、地方では市町村や関係機関等と連携して、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応、保護・支援に至るまで一連の取組を強化すると共に、児童相談所の取組の強化を図っている。また、子育て支援サービスや保育サービスを担う人材を育成・確保すると共に、地域における子育て支援のネットワークづくりを推進している現状である。

児童虐待は単独の機関で対応することは困難である為、関連する機関と連携を取りながら、それぞれの機能を活用していくことが重要となる。そこで、実際に子育て家庭と普段から関わりを持っている保育者は支援を行っていく上で大きな役割を果たすことが出来ると言えるであろう。このように、公的な機関との連携だけでなく、地域の様々な関係者との連携を取る視点が「支援」において本質的に大切なことなのである。

まとめ

これまで述べてきたように現在の保育の現状には様々な問題が潜んでいる。そして、その多くが社会問題となっており、待機児童や児童虐待等、深刻な問題となっているものも少なくはない。勿論、これらの問題に対して国や自治体は懸命な対策を行っているが、状況は改善することなく悪化する一方である。その要因として女性の社会進出や少子化・核家族化等、様々な理由が挙げられているが、子ども手当等の子育て支援政策が政争の具となっている政治の現状や低調な投票率に反映されるように政治への国民の無関心等、政治や国民意識といった大きな要因が本質であることも事実である。ゆえに、根本的な問題解決の為には家庭と地域社会が協力することが重要

なのであるが、現場の保育や家庭の保育の現状を考える時、身近な要因の可能性に私達は目を向けることが必要なのではないだろうか。すなわち、子どもの代弁者として誰もが疑うことのない保護者が、本来、家庭内で教育すべき躰を保育現場に押し付け、時にモンスターペアレントへと変貌することで、同じように子どもを大切に思う保育現場を圧迫している現状等、私達の身近な所に保育の現状を改善する重要な鍵が隠されているのである。

保育の在り方は日々変化しているが、保護者も含めた保育に関わるすべての保育者の「子どもを思う心」は変わることなく同じであり、昔からそうであったように保育者の数だけ保育がある。生きるゆとりを失いかけている現代社会において、誰もが納得できる答えに辿りつくことは難しいことであるが、それをどのように理解して行動に移していくか、すなわち、「現場の保育者の為」や「家庭の保育者の為」にではなく、「子ども達の為」に何が最善であるかを両方の保育者一人一人が真剣に考えることが重要であり、それがこれからの保育の課題となっていくのである。従って、現場の保育者は固定観念に捕らわれることなく、その状況に必要な保育を学び、同時に、家庭の保育者は保育現場の現状を学び、家庭・地域・社会と連携しながら日々変わっていく社会の中、お互いが協力しながら様々な視点で物事を考え続けることが大切なのである。

おわりに

この論文は中村学園大学短期大学部 幼児保育学科 橋本弘治研究室において2008年から2011年に作成した卒業研究論文です。当研究室では卒業研究論文集を「幼児保育」と中村学園の学園祖 中村ハル先生の遺訓「努力の上に花が咲く」を組み合わせ「中村学園大学短期大学部「幼花」論文集」（以下、「幼花」論文集と記す。）と名付けております。但し、これは中村学園大学短期大学部としての正規の発行物ではありません。「幼花」論文集は当研究室にて作成した卒業研究論文の論文集です。

卒業研究論文は2008年より当研究室のホームページにて概要のみを公開しておりました。また、「幼花」論文集は卒業生への配布を目的として、基本的には非公開を前提として、パスワード保護により当研究室のホームページよりリンクしておりました。但し、個別にお問い合わせを頂いた教育・研究機関の関係者にはご理解頂いた上でお渡ししております。

この度、2018年8月現在においてパスワード保護が何らかの理由で解除され、「幼花」論文集が一般公開されている事実を確認いたしました。この事実に関しまして、ホームページを公開する者として管理不行き届きがありましたことを心よりお詫び申し上げます。

これまでリンク元である当研究室のホームページより論文へアクセスされた方はご理解された上でご覧いただいていると思いますが、それ以外の経路により直接論文へアクセスされた方には誤解を生じる論文集の名称であることから、この度、この文面を「幼花」論文集のすべてに追記することにいたしました。また、これまで卒業生への配布と総合演習（卒業研究）発表会での使用を前提としておりましたので、著作権表示として「中村学園大学短期大学部」と表記しておりましたが、「お問い合わせ先」と変更しております。尚、「幼花」論文集の詳細についてはリンク元である当研究室のホームページをご覧ください。

<http://www.nakamura-u.ac.jp/~hashimot/members/members.html>

「幼花」論文集は保育・幼児教育を中心として、保育者を目指す学生が真摯に取り組んだ卒業研究の成果集です。当研究室としましては、この「幼花」論文集が教育・研究をはじめとして、子ども達を取り巻く環境改善の一助となることを希望しております。

上記をご理解の上、本文をご覧くださいますようお願いいたします。

2018年8月8日
中村学園大学短期大学部
幼児保育学科 橋本弘治